

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画変更年度	
計 画 主 体	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町

玉名地域広域鳥獣被害防止計画

＜代表市町及び連絡先＞

担当部署名 玉名郡和水町農林振興課

所 在 地 熊本県玉名郡和水町板楠70番地

電話番号 0968-34-3111

F A X 番号 0968-34-3318

メールアドレス noushin@town.nagomi.lg.jp

市町名	荒尾市	玉名市	玉東町
担当部署	農林水産課	水産林務課	産業振興課
所在地	荒尾市宮内出目390番地	玉名市岩崎 163	玉名郡玉東町 木葉 759 番地
電話番号	0968-63-1443	0968-75-1403	0968-85-3113
FAX 番号	0968-63-1158	0968-75-1167	0968-85-3116
メール アドレス	norin@city.arao.lg.jp	suirin@city.tamana.lg.jp	sangyoushinkou@town.gyokuto.lg.jp

市町名	和水町	南関町	長洲町
担当部署	農林振興課	経済課	農林水産課
所在地	玉名郡和水町 板楠70番地	玉名郡南関町大字 関町 64 番地	玉名郡長洲町大字 長洲 2766 番地
電話番号	0968-34-3111	0968-53-1111	0968-78-3265
FAX 番号	0968-34-3318	0968-53-2351	0968-78-1092
メール アドレス	noushin@town.nagomi.lg.jp	nourinsinkou@town.nankan.lg.jp	toti@town.nagasu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタを含む）、カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、カモ類（狩猟鳥に限る）、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和6年度）

【玉名地域】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	21.13	20,497
	果樹	6.20	17,864
	野菜類	0.29	998
	イモ類ほか	0.81	602
	小計	28.43	39,961
カモ類	野菜類	16.66	30,629
カラス類	果樹	3.51	6,480
ヒヨドリ類	果樹	0.99	3,429
スズメ類	稲	0.66	644
合計	野菜	13.69	31,597
	果樹	8.08	27,240
	稲	21.79	21,141
	麦類	5.98	979
	その他	0.81	602
	合計	50.35	81,559

（注）タヌキ、アナグマについては、被害データはないものの野菜等の被害が発生している。

ニホンジカについても、被害データはないものの林業での被害が発生している。

アライグマは、生息が確認されており、今後の被害発生が懸念される。

(参 考) 市 町 別 の 被 害 の 現 状 (令 和 6 年 度)

【荒尾市】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	3. 1 7	2, 0 3 9
	果樹	0. 8 7	1, 5 3 6
	いも類ほか	0. 2 9	8 0 7
カラス類	果樹	0. 7 7	3, 8 0 0
スズメ類	稲	0. 4 5	5 1 0
ハト類	豆類	0. 0 0	0
合計		5. 9 4	1 3, 4 4 9

(参 考) 市 町 別 の 被 害 の 現 状 (令 和 6 年 度)

【玉名市】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	6. 3 7	6, 1 8 0
	果樹	0. 8 2	3, 4 5 8
カラス類	麦類	2. 4 3	4 3 0
スズメ類	稲	0. 1 5	1 4 6
カモ類	野菜	1 3. 1	3 0, 0 8 0
合計		2 2. 8 7	4 0, 2 9 4

(参 考) 市 町 別 の 被 害 の 現 状 (令 和 6 年 度)

【玉東町】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	0. 0 1	9
	果樹	0. 3 6	8 0 5
ヒヨドリ	果樹	0. 7 0	2, 9 1 0
合計		1. 0 7	3, 7 2 4

(参 考) 市 町 別 の 被 害 の 現 状 (令 和 6 年 度)

【和水町】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	4. 6 7	4, 5 2 7

(参考) 市町別の被害の現状 (令和6年度)

【南関町】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	6. 9 1	6, 7 0 4

(参考) 市町別の被害の現状 (令和6年度)

【長洲町】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
カラス類	果樹	0. 3 1	1, 5 1 8
カモ類	麦類	3. 5 5	5 4 9
合計		3. 8 6	2, 0 6 7

(2) 被害の傾向

(イノシシ)

玉名地域に生息し、主に温州みかん等の果樹や水稻、タケノコの収穫期に園地に出没する。地域全体では平成22年度をピークに被害は減少していたが、令和6年度は、一部の地域で被害が増加している。今までに目撃情報がなかった地域での被害が増えており、イノシシの生息域が変化していると考えられ、更に被害の拡大が懸念されている。

収穫直前の被害や植栽後間もない幼木への被害は、農業生産意欲の減退を招き、耕作放棄地の増加につながっている。

また、荒尾市では、市街地での目撃情報や被害が増えており、今後、生活環境への被害増加が懸念される。

(カラス類)

玉名地域全域に生息し、主に温州みかんや梨、スイカ等に被害が発生している。また、施設園芸ハウスのビニールを破る等の被害も見受けられる。6月上旬から10月上旬の収穫期に被害が集中し、農家を悩ませている。

(スズメ類)

玉名地域全域に生息し、水稻への被害が多い。

(ハト類)

玉名地域全域に生息し、水稻をはじめ、豆類に被害が発生している。農作物の生育・収穫時期にあたる4月から11月に被害が発生している。

(カモ類)

近年、玉名市の干拓地で、冬季における麦・ブロッコリー・キャベツなどの農作物や養殖海苔食害被害が激増している。被害の傾向として、ブロッコリー・キャベツなどは、定植後すぐの食害が多くみられ、農業生産意欲の減退が懸念される。

(アナグマ)

ハウス栽培のイチゴ、スイカ、野菜類への食害及び倉庫に侵入して出荷前の果物の食害が報

告されている。現在、被害の発生は一部地域に限られているが、玉名地域全域に生息しており、被害地域が拡大する懸念がある。

(ハクビシン)

玉名地域（玉名市・玉東町）において目撃情報があり、今後被害発生が懸念される。

(ヒヨドリ)

飛来が多い年によっては、管内の果樹（特に柑橘類）に被害が発生するが、近年、玉名市の干拓地や荒尾市でキャベツ等の収穫時に被害が発生しており、今後、被害の増大につながる恐れがある。

(タヌキ)

玉名地域の中山間部（玉名市・南関町・和水町）に生息し、農作物の収穫期に被害が発生している。被害報告や目撃情報が年々増加傾向にある。

(ニホンジカ)

近年、玉名市での捕獲実績があり、今後の被害拡大が懸念される。

(アライグマ)

玉東町の木葉地区を中心に目撃情報や玉名管内各地で捕獲されており、今後の被害拡大が懸念される。

(ニホンザル)

近年、玉名地域の中山間部（玉名市、和水町、南関町）において目撃・出没情報が増加しており、今後の被害拡大が懸念される。

(カワウ)

菊池川流域の玉名市・和水町で、ねぐらや漁場及びアユ等の被害が確認されていることから、今後も水産物への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

【玉名地域】

指 標	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率
イノシシ	28.43	19.90	30%	39,961	27,972	30%
カモ類	16.66	11.66	30%	30,629	21,483	30%
カラス類	3.51	2.46	30%	6,480	4,536	30%
ヒヨドリ	0.99	0.69	30%	3,429	2,400	30%
その他	0.71	0.00	100%	1,060	0	100%
合 計	5,035	34.71	31%	81,559	56,391	31%

(参考) 市町別の被害の軽減目標

【荒尾市】

	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
指 標	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率
イノシシ	4.33	3.03	30%	7,546	5,282	30%
カラス類	0.77	0.54	30%	4,532	3,172	30%
スズメ類	0.45	0.32	30%	436	305	30%
ヒヨドリ	0.29	0.20	30%	519	363	30%
ニホンジカ	僅少	僅少	—	僅少	僅少	—
合 計	5.84	4.08	30%	13,033	9,123	30%

(参考) 市町別の被害の軽減目標

【玉名市】

	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
指 標	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率
イノシシ	7.19	5.03	30%	9,638	6,747	30%
カラス類	2.43	1.70	30%	430	301	30%
スズメ類	0.15	0.11	30%	146	102	30%
カモ類	13.1	9.17	30%	30,080	21,056	30%
合 計	22.87	16.01	30%	40,294	28,206	30%

(参考) 市町別の被害の軽減目標

【玉東町】

	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
指 標	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率
イノシシ	0.37	0.26	30%	814	570	30%
ヒヨドリ	0.70	0.49	30%	2,910	2,037	30%
合計	1.07	0.75	30%	3,724	2,607	30%

(参考) 市町別の被害の軽減目標

【和水町】

	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
指 標	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率
イノシシ	9.63	6.74	30%	15,259	10,681	30%
スズメ	0.06	0.00	100%	62	0	100%
合 計	9.69	6.74	30%	15,321	10,681	30%

(参考) 市町別の被害の軽減目標

【南関町】

指 標	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率
イノシシ	6.91	4.84	30%	6,704	4,692	30%
合 計	6.91	4.84	30%	6,704	4,692	30%

(参考) 市町別の被害の軽減目標

【長洲町】

指 標	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率	現状値 (R6 年度)	目標値 (R10 年度)	軽減率
カラス類	0.31	0.22	30%	1,518	1,063	30%
カモ類	3.55	2.48	30%	549	384	30%
合計	3.86	2.70	30%	2,067	1,447	30%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

【荒 尾 市】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	荒尾市有害鳥獣駆除隊に捕獲業務を委託。農家からの被害報告を受けて、出動を要請している。 イノシシ用わなを購入し、駆除隊及び市民に対し貸与している。 わな猟免許の取得に係る経費を助成し、捕獲従事者の増加を促すとともに、報奨金制度を導入し捕獲活動の促進を図っている。 被害地区農家を対象に、有害鳥獣対策の基礎知識、捕獲技術等を学ぶ研修会を開催し、人材の育成を図っている。	・耕作放棄地の解消。 ・鳥獣捕獲隊の高齢化対策としての捕獲担い手の育成。 ・地域ぐるみで組織する被害防止対策協議会による捕獲体制の整備。 ・捕獲機材の導入整備。
防護柵の設置等に関する取組	平成 23 年度より、電気柵を約 47km、ワイヤーメッシュ柵を約 17km 整備した。防護柵設置農家をはじめ、被害地区の農家に対しては、効果的な設置方法や鳥獣害に強い囲場作りの方法等について研修会を開いて指導している。	・侵入防護柵の整備促進。 ・緩衝帯の整備推進。
生息環境管理その他の取組	被害地区農家や地域住民と連携して被害防止活動等に取り組んでいる。	・耕作放棄地の解消

【玉 名 市】

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	玉名市で編成された有害鳥獣捕獲隊等により、年間約 850 頭のイノシシ、約 130 羽のカモ等を捕獲している。捕獲鳥獣の処理は、捕獲者により適正に処理されている。捕獲機材の整備については、イノシシ用罠等を購入し、捕獲従事者に貸与している。また、被害多発地域においては大型囲い罠を整備し、群れによる捕獲を図っている。捕獲担い手の確保については狩猟免許取得費補助制度を行っている。	・ 隊員の高齢化 ・ 捕獲担い手の育成及び確保 ・ 捕獲鳥獣の処理
防護柵の設置等に関する取組	令和 6 年度において、市単独事業にて電気柵を約 17km、ワイヤーメッシュ柵を約 0.83km 整備している。 今後も国庫事業や市単独事業にて侵入防止柵の整備を実施していく。	・ 侵入防護柵の整備促進
生息環境管理その他の取組	えづけ STOP! の考えの下、集落ぐるみで取り組むことを重点に、被害地域住民の意識啓発のための研修会及び座談会を開催している。	・ 緩衝帯の整備促進 ・ 耕作放棄地の解消 ・ 放任果樹の撤去

【玉 東 町】

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	玉東町有害鳥獣捕獲隊及び玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊に捕獲業務を委託。被害の状況に応じ捕獲を実施している。また、狩猟免許取得の経費に対し、助成を行っている。	・ 捕獲隊員の高齢化 ・ 新たな捕獲隊員の人員確保と育成 ・ 捕獲鳥獣の処理
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策事業により平成 28 年度から侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）を約 8.1 km 整備している。また、県のえづけ STOP! 対策事業や町単独事業により侵入防止柵整備と鳥獣被害対策に対する意識醸成を行っている。	・ 地域住民の鳥獣害に対する正しい知識と、侵入防止柵の適切な設置方法を研修等により周知する必要がある ・ 侵入防止柵を整備した地域については、管理不足と認められる箇所もあるため、指導を行う必要がある。
生息環境管理その他の取組	被害地区農家を対象に、地域一体となって農地を守るための有害鳥獣対策の基礎知識、捕獲技術等を学ぶ研修会を開催している。	・ 耕作放棄地の解消

【和 水 町】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会員より編成された有害鳥獣捕獲隊へ捕獲業務を委託している。 また、自衛捕獲者団体への捕獲活動経費助成及び新規の捕獲隊員の加入を推進している。 その他にも、捕獲実施者への箱わな、くくりわなの貸出し、箱わなの購入等に対する補助等を実施し、有害鳥獣の捕獲頭数の増加を図っている。	・捕獲隊の高齢化 ・捕獲担い手の育成及び確保 ・住民の自衛意識の改善 ・捕獲鳥獣の処理
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止施設（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）の整備に対する補助事業を実施。 平成25年度より約105kmの侵入防止施設を整備している。	・侵入防止施設の整備促進 ・侵入防止施設整備地区以外での被害増加
生息環境管理その他の取組		・地域ぐるみでの防衛意識統一 ・緩衝帯の整備促進 ・耕作放棄地の解消

【南 関 町】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	南関町有害鳥獣捕獲隊による通年捕獲業務を委託。捕獲隊・猟友会両団体に捕獲補助金を支出している。また、狩猟免許に係る経費についても補助を支出している。 住民からの被害報告を受けて、各地区の理事に連絡し、捕獲を要請している。	・猟友会、南関町有害鳥獣捕獲隊において、高齢化が進み担い手の育成が急務である。 ・捕獲鳥獣の処理
防護柵の設置等に関する取組	令和6年度において、121件（約47km）の侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）の設置を行った。また、国庫補助を活用した侵入防止柵（電気柵）の整備を6地区（約19km）において行った。 令和7年度も引き続き町単独事業及び国庫事業を活用し、侵入防止柵の補助整備を行っている。。	・侵入防止柵の整備推進 ・緩衝帯の整備推進 ・自己防衛意識啓発活動の推進
生息環境管理その他の取組		・地域ぐるみでの被害防止活動 ・緩衝帯の整備促進

【長 洲 町】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	住民からの通報に適宜対応を行っている。また、玉名管内の広域協議会等において他市町等との情報交換と連携を行っている。	今後、任意の捕獲団体を設立し、鳥獣被害防止に取り組む。
防護柵の設置等に関する取組	これまで農作物の被害が小規模ながら発生しているが、防護柵の設置は行っていない。	今後、侵入や被害等が確認された場合、防護柵等の設置を検討する。
生息環境管理その他の取組	令和4年11月頃から麦畑ヘカモが飛来してきており、地域から被害対策の要望があったため、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業を活用し、被害防止に取り組む。	・地域ぐるみでの被害防止活動

(5) 今後の取組方針

(広域連携)

各市町鳥獣被害防止対策協議会が連携し、鳥獣による農作物の被害防止対策や捕獲方法についての情報交換を行い、効果的な被害防止体制の整備を行うため、平成23年9月に広域連絡協議会を設立した。

本協議会では、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む地区の設置推進を行い、被害を受けにくい環境作りの推進を行う。また、各市町の実施隊及び協議会の協力体制を整え、効果的な捕獲の実施、捕獲技術の向上、捕獲担い手の確保を行う。なお、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ）との整合性を図り、各市町の被害状況をふまえて、農作物の被害防止に総合的に取り組む。

今後、生息地域の拡大が懸念される特定外来生物については、生息状況確認のための捕獲調査を行い、初期侵入の段階で被害防止対策を講じる。

(荒尾市)

大規模な防護柵設置により、被害の減少という効果を得ることができた。しかし、今後も荒尾市有害鳥獣対策協議会を中心に被害防止対策に努める。

防護柵の設置については、これまでの事業の効果を受け、設置状況及び被害状況の整理を行い、不足している箇所を洗い出して効率的な整備を行う。

捕獲資材の導入やわな猟免許講習会費用の助成、捕獲技術向上を目指した研修についても継続して行い、捕獲に係る担い手の確保に努めるとともに、

焼却施設と連携した捕獲獣の処理事業の実施や ICT 機器の導入による捕獲者の負担軽減や捕獲活動の効率化を図る。

今後、ハクビシンの生息調査を行うとともに、ニホンジカとアライグマの生息が確認されたことから、被害の拡大防止に向けた取組みを行う。また、専従職員を配置し、見回り活動や通報対応、捕獲活動の強化を図る。

今後、ニホンザル、ハクビシンの生息調査を行うとともに、ニホンジカとアライグマの生息が確認されたことから、被害の拡大防止に向けた取組みを行う。

(玉名市)

イノシシについては、中山間地域を中心にワイヤーメッシュ柵などの防護施設の整備が進んだ地域においては被害額が減少傾向にあるが、今まで目撃情報や被害報告がなかった地域からの報告が増えており、令和 6 年度においては市全体でのイノシシによる農作物の被害金額が 9,638 千円と増加した。被害軽減のため、これからも防護施設整備の普及や講習会での防除啓発など活動を継続して行っていく。また捕獲については、上記の現状を鑑み、これまでと同等の捕獲圧をかけ続けられるように努めていく。そのためにも、狩猟免許の取得費用の補助や、捕獲機材(箱罟)の貸与、ICT を活用した大型囲い罟の維持管理などといったこれまでの活動を継続していく。加えて、今後は市広報やホームページでの有害鳥獣捕獲についての記事を掲載するなどして、市民から広く理解と協力を得ると共に、捕獲の担い手の確保や育成を図る。

カモ類やカラスなど鳥類については、銃猟による駆除や追い払いを実施しつつ、先進自治体の対策を参考にし、様々な事業を活用しながら効果的な対策を推進する。銃猟においては事故や苦情に繋がらないよう、イノシシの銃猟も含め、捕獲従事者側に対して安全に対する配慮を常に求めていく。

アライグマについては、近隣自治体での生息確認や捕獲数が県内でも有数であることを鑑み、その生息域の拡大阻止と農作物等被害防止のためにも、県や近隣自治体との協力しつつ、捕獲従事者の確保や専用箱罟の購入などの対策に取り組んでいく。

これら防除と捕獲の両面において、玉名市鳥獣被害防止対策協議会及び鳥獣被害対策実施隊の活動が重要になってくるため、適切な運営の下で地域住民を中心とした被害防止体制整備に努め、総合的な被害防止対策を目指したい。

(玉東町)

・山間部における侵入防止柵の整備が進んだことにより、農作物被害量は減少しているが、未整備地区においては被害の増加がみられる。イノシシの生息環境拡大が続く中、適正な捕獲による個体数調整と効果的な侵入防護柵の整備を今後も推進していく。また、捕獲隊の高齢化と人員不足問題に対して、狩猟免許取得補助金の交付の継続し後継者育成体制の確立を目指すとともに、ICT 技術を活用した捕獲方法を推進する。

・カラス等鳥類については、捕獲隊による捕獲の継続と地域住民による追い払いを実施することで被害軽減を図る。また、新たな被害防止技術の方法を検討し、更なる被害軽減に努める。

・ニホンジカが町内で目撃されたことから、今後生息調査等を行い、被害防止対策を講じる。

・平成 30 年度にアライグマが初めて町内で目撃・捕獲され、木葉山を中心に確認件数が増加しており、すでに定着している可能性が高く、今後の被害発生および生息地の拡大を未然に防ぐため、継続した調査および積極的な捕獲に取り組む。

玉東町有害鳥獣対策協議会を中心に地域全体へ普及啓発活動を行い、地区の農地は地区で守る体制整備、えづけ STOP! 鳥獣被害対策事業など、総合的な被害防止対策に取り組む。

（和水町）

大規模な侵入防護柵設置を実施したこともあり、被害量は減少している一方、未実施の地区等において被害の広範囲化がみられる。環境改善、防除、捕獲をバランスよく取り入れた総合的な被害防止対策に向け、関係機関や地域住民、農業者等との早期の連携体制構築を図る。また、町内及び隣接市町でニホンジカ、アライグマの生息が確認されたことから生息域拡大防止及び農林作物等への被害防止に取り組む。その他、えづけSTOP!の考えの下で、鳥獣被害対策について、地域住民への周知徹底を図っていく。

（南関町）

鳥獣による農作物の被害防止対策や捕獲方法についての情報交換を行い、効果的な被害防止対策の強化を図る。また、イノシシの生息環境調査を継続し、効果的な捕獲を行うための科学的な知見を得るとともに侵入防止策の整備や放任果樹の除去等による被害防除の対策を講じる。

捕獲機材の導入やICT 機器の導入、担い手育成により捕獲体制の強化を図る。また、被害対策に関する普及啓発の推進も含めて総合的な被害防止対策に取り組む。

当町でニホンジカとアライグマの生息が確認されたことから、生息域拡大防止及び農林産物等被害防止に向けたえづけSTOP事業！！の取り組みを講じる。

（長洲町）

イノシシの目撃情報が年々増加し、農作物の被害が小規模ながら発生しており、今後の頭数増加と農作物への影響が懸念される。この対策として、町職員が中心となり近隣市町との連携と情報共有化を図りながら、必要に応じて、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業等の被害防止対策に取り組む。

鳥類に関しては、麦畑にカモが飛来してきており、被害防止対策としてえづけSTOP！鳥獣被害対策事業の取り組みを講じる。

また、梨園にカラスが飛来しており、銃による追い払い等を行っている。今後、報奨金を設けて更なる対策を行う予定。

隣接市でニホンジカとアライグマの生息が確認されたことから、生息調査と初期段階での被害防止対策の取組を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

（広域連携）

各市町の実施隊及び捕獲隊の連携強化を図り、捕獲計画数の達成のために効果的な捕獲体制の整備を行う。特に、捕獲技術の向上、効果的な捕獲・駆除方法の検討、捕獲担い手の確保・育成を行う。また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努めると共に、被害防止効果の検証を行う。長期的には野生鳥獣との共生共存のために、地域と鳥獣の棲み分けを図る。

なお、捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図るものとする。

(荒尾市) 市長は荒尾市有害鳥獣駆除隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施している。荒尾市有害鳥獣駆除隊（猟友会員 10 名）に加え、数名の農家が捕獲を行っている。荒尾市農林水産課職員（2 名）、玉名農業協同組合荒尾市総合支所職員（2 名）は捕獲の担い手確保及び指導育成を行う。
(玉名市) 市長は玉名市有害鳥獣捕獲隊及び玉名市有害鳥獣捕獲隊予備隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施している。玉名市有害鳥獣捕獲隊（33 名）及び玉名市有害鳥獣捕獲隊予備隊（26 名）が捕獲の担い手である。玉名市職員（7 名）、玉名農業協同組合企画営農室営農振興課職員（2 名）は捕獲の担い手確保及び育成を行う。
(玉東町) 町長は玉東町有害鳥獣捕獲隊、玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣捕獲を実施。 玉東町南部有害鳥獣捕獲隊（3 名）が玉東町南部地域を、玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊（3 名）が北部地域の捕獲を担当する。玉東町産業振興課職員（1 名）、玉名農業協同組合玉東総合支所職員（1 名）は、捕獲の担い手確保及び指導育成を行う。
(和水町) 町長は和水町有害鳥獣捕獲隊（三加和有害鳥獣駆除隊 12 名、玉名猟友会菊水支部 17 名）へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施。 また、有害鳥獣捕獲隊の他に、わな狩猟免許を所持している農業者から構成された「農作物を害獣被害から守るわな猟の会」も自衛捕獲を実施している。 平成 23 年度に結成した和水町鳥獣被害対策実施隊（町職員 20 名、農協職員 2 名）は、小動物類の捕獲、追払い活動他、捕獲隊の捕獲補助を行う。
(南関町) 町長は、南関町有害鳥獣捕獲隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施している。熊本県猟友会南関郷支部、南関町有害鳥獣捕獲隊と住民の協力のもと、捕獲体制を推進。また、狩猟免許保持者と新規免許取得者の協力体制を支援する。 イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、タヌキ、アライグマについては、予察による通年捕獲、カラス類については、作物被害が集中する時に予察又は対処による捕獲を実施する。ニホンザルについては、基本的には追払いを行い、被害拡大が懸念される場合は対処による捕獲を実施する。実施主体は、捕獲隊である。 平成 25 年度に結成した南関町鳥獣被害対策実施隊に対し、捕獲隊と捕獲技術の向上、効果的な捕獲・駆除方法の検討、捕獲担い手の確保・育成を行う。

(長洲町)

農作物被害の発生を最小限にとどめるためイノシシ等の有害鳥獣捕獲が必要となった場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可取得のうえ、適格者を選定し従事させる。併せて、継続的な捕獲体制構築のため、捕獲担い手の確保育成に努める。

(2) その他の捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ ニホンザル カワウ	・イノシシ用箱わな及びくくりわなの導入と捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 ・鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入 ・カモ類、カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、カワウに対する追い払い活動と銃による捕獲活動 ・狩猟免許取得者への取得費補助 ・狩猟免許取得の広報を図り担い手の育成に努める。 ・生息状況調査、夜間監視カメラによる調査等を実施し、捕獲実績向上を図る。
9年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ ニホンザル カワウ	・イノシシ用箱わな及びくくりわなの導入と捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 ・鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入 ・カモ類、カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、カワウに対する追い払い活動と銃による捕獲活動 ・狩猟免許取得者への取得費補助 ・狩猟免許取得の広報を図り担い手の育成に努める。 ・生息状況調査、夜間監視カメラによる調査等を実施し、捕獲実績向上を図る。

10 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ ニホンザル カワウ	・イノシシ用箱わな及びくくりわなの導入と捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 ・鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入 ・カモ類、カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、カワウに対する追い払い活動と銃による捕獲活動 ・狩猟免許取得者への取得費補助 ・狩猟免許取得の広報を図り担い手の育成に努める。 ・生息状況調査、夜間監視カメラによる調査等を実施し、捕獲実績向上を図る。
-------	--	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
各市町の被害防止協議会が計画した捕獲計画に基づき設定した。 なお、捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合性を図るものとする。 ※頭数においては、年間における頭数とする。
(荒尾市) 鳥獣被害が多くなっており、有害鳥獣捕獲隊による駆除及び各地区協議会による自主防衛隊にて駆除を行う。 ・イノシシ H24 年度より捕獲報奨金を導入しており、捕獲数が増加する一方で被害は軽減できていない。捕獲計画数は住宅地出没等、生息範囲の広がりを見せていることから 200 頭とし、捕獲計画が達成出来るよう関係団体と協力する。 ・カラス類 農作物の被害額は減少したが、依然被害の通報件数は多く、短時間で甚大な被害が発生する。これまで同様の 500 羽を捕獲計画数とし、更なる被害の軽減を図る。 ・ヒヨドリ 野菜や温州みかんでの被害が、年によって甚大な被害が発生する。有害鳥獣駆除隊による銃での捕獲を強化する。捕獲計画数については、100 羽とした。 ・スズメ類、ハト類、カモ類 銃による捕獲及び追い払い効果を勘案して、スズメ類 100 羽、ハト類 200 羽、カモ類 100 羽を捕獲計画数とした。 ・アナグマ・ハクビシン アナグマについては複数頭の捕獲により生息が確認できたことから、今後も被害報告があると考えられ、30 頭を目標とする。ハクビシンについては目撃情報により生息の可能性あることから、今後も被害報告があると考えられ、10 頭を目標とする。 ・ニホンジカ 市内での目撃情報により、生息が確認されていることから、今後被害が拡大しないように対策を考え、捕獲対象鳥獣に加え 10 頭を捕獲計画数とし、関係団体と協力して被害の軽減

を図る。

- ・タヌキ

農作物被害については報告されていないが、民家での目撃情報があり、今後被害があることを考え、捕獲計画数を 10 頭とする。

- ・アライグマ

管内で捕獲されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため、捕獲計画数を 10 頭とする。

- ・ニホンザル

市内での目撃情報により、生息の可能性があることから、今後被害が拡大しないよう対策を考え、捕獲対象鳥獣に加え 10 頭を目標とし、関係団体と協力して被害の拡大防止を図る。

(玉名市)

- ・イノシシ

イノシシについて、以前は被害や目撃情報がなかった地域において被害が増加している。単年度における捕獲計画数は、令和 6 年度捕獲実績に被害金額の増加分を加味して 1,400 頭とする。

- ・カモ類

近年、冬季における麦、ブロッコリー、キャベツなどの農作物や養殖海苔の食害被害が激増しており、被害抑制のため、1,000 羽を捕獲計画数とする。

- ・カラス類

依然として被害が発生しているため、200 羽を捕獲計画数とし、被害の軽減を目指す。

- ・スズメ類

依然として被害が発生しているため、100 羽を捕獲計画数とし、被害の軽減を目指す。

- ・ヒヨドリ

近年、温州みかんで被害が多発しているため、追い払い及び捕獲を強化し、捕獲計画数については 100 羽とする。

- ・ハト類

近年、糞害が増加傾向にあるため、捕獲計画数を 300 羽とし、被害の軽減を目指す。

- ・アナグマ

依然として被害が発生しているため、100 頭を捕獲計画数とし、被害の軽減を目指す。

- ・ハクビシン

捕獲計画数はこれまでの被害報告や目撃情報から 10 頭とする。

- ・ニホンジカ

近年、市内で捕獲実績があることから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲計画数を 30 頭とする。

- ・タヌキ

近年、市内で被害が確認されていることから、捕獲計画数はこれまでの被害報告や目撃情報から 50 頭とする。

- ・アライグマ

アライグマについて、近隣自治体での生息確認や本市でも過去に捕獲されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲計画数を 30 頭とする。

- ・ニホンザル

農作物被害については報告されていないが、市内での目撃情報があり、今後被害があることを考え、3 頭とする。

- ・カワウ

ねぐら・漁場が確認されており、捕獲計画数を 10 羽とする。

(玉東町) ・ イノシシ 被害量は減少傾向にあるものの、生息域は拡大傾向にあり、住宅地付近まで出没しているため、単年度における捕獲計画数を令和3年度実績の約1.5倍である300頭とする。 ・ カラス類 被害は減少しているが、令和2年度にカラス用捕獲檻を導入したことから令和3年度の捕獲実績の約2.5倍の150羽を捕獲計画数とする。 ・ ニホンジカ 管内における目撃情報があり、今後農作物等の被害増加が考えられるため、捕獲計画数は、10頭とする。 ・ アライグマ 町内で捕獲されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲計画数を30頭とする。 ・ アナグマ 農作物被害や、家屋侵入による生活環境被害が懸念されるため、捕獲計画数は、これまでの被害報告や目撃情報から30頭とする。	(和水町) 自衛捕獲について申請があった場合は、内容を審査し必要に応じて捕獲を許可する。なお、以下の捕獲計画数は有害鳥獣捕獲による計画数とする。 ・ イノシシ 被害量はほぼ横ばい状態であるが、生息域は拡大傾向にあり、住宅地付近まで出没している。被害を未然に防ぐためにも、捕獲体制を強化し、捕獲計画数は1,400頭とする。 ・ カラス類 被害は減少傾向にみられるが、捕獲計画数はこれまで同様、100羽とする。 ・ ハト類 被害は減少傾向にみられるが、捕獲計画数はこれまで同様、100羽とする。 ・ ハクビシン これまでの目撃情報から、農作物等被害防止のため捕獲計画数は10頭とする。 ・ アナグマ 農作物被害が多く報告されている他、家屋侵入による生活環境被害報告されている。捕獲計画数はこれまでの被害報告や目撃情報から100頭とする。 ・ タヌキ 農作物被害が多く報告されている他、家屋侵入による生活環境被害報告されている。捕獲計画数はこれまでの被害報告や目撃情報から50頭とする。 ・ アライグマ 生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため、捕獲計画数を30頭とする。 ・ ニホンジカ 現在のところ被害報告は出てないが、平成28年度に町内で初めて捕獲され、複数箇所が目撃の情報も報告されている。今後増加が懸念されることから、捕獲計画数を20頭とする。 ・ カワウ ねぐら・漁場が確認されており、捕獲計画数を10羽とする。
(南関町) 捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合性を図るものとする。 ・ イノシシ 捕獲計画数は、生息範囲の広がりを見せていることから、令和6年度以降の有害鳥獣捕獲実	

績を基に 1,300 頭/年とする。

- ・カラス類

今後も被害が増加傾向にあることから、有害鳥獣捕獲実績を基に 100 羽とする。

- ・ヒヨドリ

特に野菜関係で被害が懸念されるため、捕獲計画数については 100 羽とする。

- ・アナグマ

年々、被害報告や目撃情報から鑑み、捕獲計画数については、50 頭とする。

- ・ニホンジカ

生息環境調査の実勢を勘案し、捕獲計画数については、20 頭とする。被害報告や目撃情報から増減を考える。また、捕獲に際しては、錯誤捕獲や事故防止に関する周知の徹底に努める。

- ・タヌキ

近年、被害報告や目撃情報から鑑み、捕獲計画数については、50 頭とする。

- ・アライグマ

生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため、捕獲計画数を 50 頭とする。

- ・ニホンザル

南関町各地で目撃情報があり、今後被害があることを考え、捕獲数は 2 頭とする。

(長洲町)

隣接市でアライグマ、ニホンジカの侵入（捕獲実績あり）が確認され、生息していることが判明したため、今後、管内への侵入が懸念される。侵入を早期発見することが、農作物被害を最小限にとどめることに繋がるため、捕獲による生息確認を行う。

イノシシについては、近年目撃情報が増加しており、小規模ながら農作物の被害がでている。また、隣接市の有害鳥獣捕獲により、生息区域が管内に移り、生息数が増加することも想定されるため、隣接市と協力しながら捕獲体制をとる。

カラスについては、梨園へ飛来しており、農作物被害防止のため捕獲計画数を 120 羽とする。

対象鳥獣の捕獲計画数【玉名地域】

(単位：頭、羽)

対象鳥獣	捕獲計画数等（有害鳥獣捕獲に限る）		
	8 年度	9 年度	10 年度
イノシシ	4,610	4,610	4,610
カラス類	1,170	1,170	1,170
スズメ類	200	200	200
ヒヨドリ	300	300	300
ハト類	600	600	600
カモ類	1,100	1,100	1,100
ハクビシン	30	30	30
アナグマ	310	310	310
ニホンジカ	100	100	100
タヌキ	160	160	160
アライグマ	160	160	160
ニホンザル	15	15	15
カワウ	20	20	20

各市町の捕獲計画数（R 8 年度）

(単位：頭、羽)

	荒尾市	玉名市	玉東町	和水町	南関町	長洲町	合計
イノシシ	200	1,400	300	1,400	1,300	10	4,610
カラス類	500	200	150	100	100	120	1,170
スズメ類	100	100	0	0	0	0	200
ヒヨドリ	100	100	0	0	100	0	300
ハ ト 類	200	300	0	100	0	0	600
カモ類	100	1,000	0	0	0	0	1,100
ハクビシン	10	10	0	10	0	0	30
アナグマ	30	100	30	100	50	0	310
ニホンジカ	10	30	10	20	20	10	100
タヌキ	10	50	0	50	50	0	160
アライグマ	10	30	30	30	50	10	160
ニホンザル	10	3	0	0	2	0	15

カワウ	0	10	0	10	0	0	20
-----	---	----	---	----	---	---	----

各市町の捕獲計画数（Ｒ９年度）

（単位：頭、羽）

	荒尾市	玉名市	玉東町	和水町	南関町	長洲町	合計
イノシシ	200	1,400	300	1,400	1,300	10	4,610
カラス類	500	200	150	100	100	120	1,170
スズメ類	100	100	0	0	0	0	200
ヒヨドリ	100	100	0	0	100	0	300
ハ ト 類	200	300	0	100	0	0	600
カモ類	100	1,000	0	0	0	0	1,100
ハクビシン	10	10	0	10	0	0	30
アナグマ	30	100	30	100	50	0	310
ニホンジカ	10	30	10	20	20	10	100
タヌキ	10	50	0	50	50	0	160
アライグマ	10	30	30	30	50	10	160
ニホンザル	10	3	0	0	2	0	15
カワウ	0	10	0	10	0	0	20

各市町の捕獲計画数（Ｒ１０年度）

（単位：頭、羽）

	荒尾市	玉名市	玉東町	和水町	南関町	長洲町	合計
イノシシ	200	1,400	300	1,400	1,300	10	4,610
カラス類	500	200	150	100	100	120	1,170
スズメ類	100	100	0	0	0	0	200
ヒヨドリ	100	100	0	0	100	0	300
ハ ト 類	200	300	0	100	0	0	600
カモ類	100	1,000	0	0	0	0	1,100
ハクビシン	10	10	0	10	0	0	30
アナグマ	30	100	30	100	50	0	310
ニホンジカ	10	30	10	20	20	10	100
タヌキ	10	50	0	50	50	0	160
アライグマ	10	30	30	30	50	10	160
ニホンザル	10	3	0	0	2	0	15
カワウ	0	10	0	10	0	0	20

捕獲等の取組内容
対象鳥獣は箱わな、くくりわなによるわな猟又は銃猟により捕獲を実施する。対象鳥獣の捕獲は、農作物被害が多発する時期に実施する。捕獲に際しては、県が策定する鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合を図りながら、対象鳥獣の生息環境調査を行い、広域に連携し、効果的な捕獲を行い、許可上限や被害防止計画の捕獲計画数を考慮して捕獲を行う。 被害発生との連絡があった場合は現場を確認し必要に応じて早急に対処捕獲を実施する。現場の状況や対象鳥獣によりわな猟と銃猟を使い分ける。また、わな猟、銃猟どちらを用いる場合も錯誤捕獲に留意し、捕獲従事者、猟犬の事故防止に万全を期することとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
荒尾市	ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ
玉名市	ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル
玉東町	ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ
和水町	ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル
南関町	ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
イノシシ	侵入防護柵を設置する。 (被害の多い地区) 侵入防護柵は、園地への飛び越え防止効果の高いイノシシの跳躍特性が考慮されたタイプを設置する。	侵入防護柵を設置する。 (被害の多い地区) 侵入防護柵は、園地への飛び越え防止効果の高いイノシシの跳躍特性が考慮されたタイプを設置する。	侵入防護柵を設置する。 (被害の多い地区) 侵入防護柵は、園地への飛び越え防止効果の高いイノシシの跳躍特性が考慮されたタイプを設置する。
	(荒尾市) 電気柵 5,000m メッシュ柵 6,000m 面積 (1,600a)	(荒尾市) 電気柵 5,000m メッシュ柵 6,000m 面積 (1,600a)	(荒尾市) 電気柵 5,000m メッシュ柵 6,000m 面積 (1,600a)
	(玉名市) 電気柵 15,000m メッシュ柵 5,000m 面積 (10,000a)	(玉名市) 電気柵 15,000m メッシュ柵 5,000m 面積 (10,000a)	(玉名市) 電気柵 15,000m メッシュ柵 5,000m 面積 (10,000a)
	(玉東町) 電気柵 15,000m メッシュ柵 10,000m 面積 (3,750a)	(玉東町) 電気柵 15,000m メッシュ柵 10,000m 面積 (3,750a)	(玉東町) 電気柵 15,000m メッシュ柵 10,000m 面積 (3,750a)
	(和水町) 電気柵 20,000m メッシュ柵 6,000m 面積 (4,000a)	(和水町) 電気柵 20,000m メッシュ柵 6,000m 面積 (4,000a)	(和水町) 電気柵 20,000m メッシュ柵 10,000m 面積 (10,000a)
	(南関町) 電気柵 50,000m メッシュ柵 30,000m 面積 (20,000a)	(南関町) 電気柵 50,000m メッシュ柵 30,000m 面積 (20,000a)	(南関町) 電気柵 50,000m メッシュ柵 30,000m 面積 (20,000a)
	(長洲町) 電気柵 1,200m 面積 (500a)	(長洲町) 電気柵 1,200m 面積 (500a)	(長洲町) 電気柵 1,200m 面積 (500a)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ カワウ	○中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度を利用した住民によるきめ細やかな農地の管理及び侵入防護柵の点検管理指導の徹底。 ○地域住民に対して、鳥獣への対応（追い払い等）の指導
R9 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ カワウ	○中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度を利用した住民によるきめ細やかな農地の管理及び侵入防護柵の点検管理指導の徹底。 ○地域住民に対して、鳥獣への対応（追い払い等）の指導
R10 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ カワウ	○中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度を利用した住民によるきめ細やかな農地の管理及び侵入防護柵の点検管理指導の徹底。 ○定期的に園地に設置している侵入防止柵の侵入痕や破損個所の確認を実施する。 ○地域住民に対して、鳥獣への対応（追い払い等）の指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

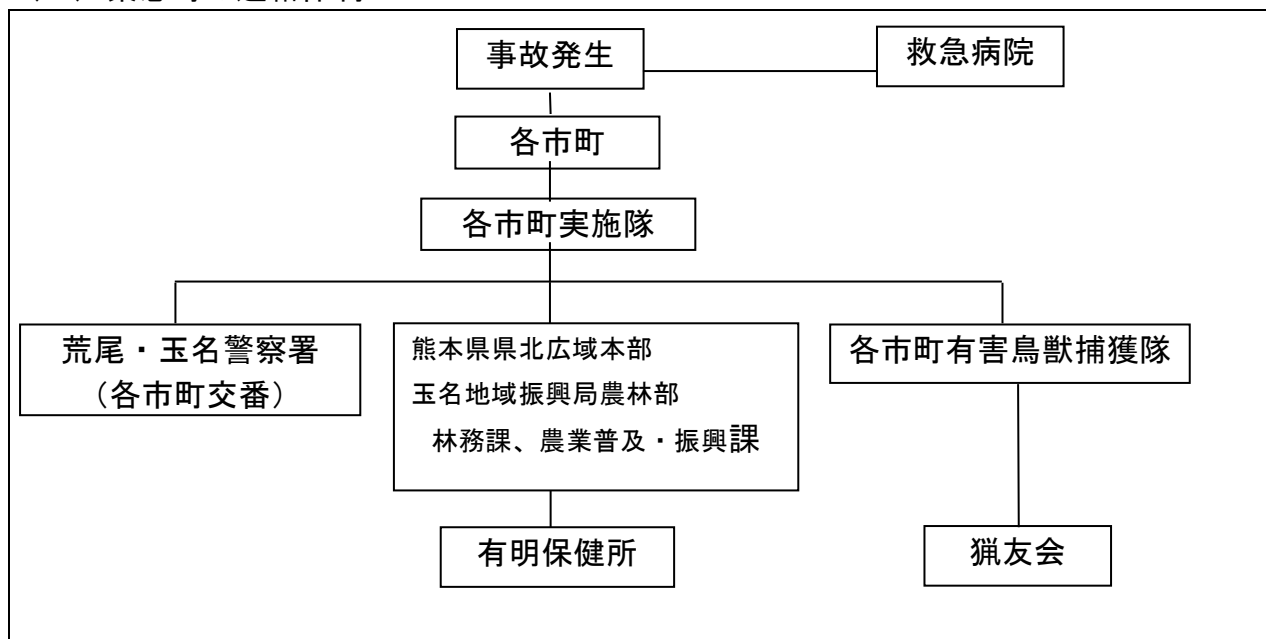
年度	対象鳥獣	取組内容
R8 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ カワウ	○被害防止対策の普及啓発(講習会の開催、広報誌掲載) ○耕作放棄地の解消 ○中山間地域総合整備事業による農地凡用化を実施し耕作放棄地化を未然に防止する ○わなは各市町鳥獣被害防止協議会において管理する ○地域住民に対して、放任果樹等エサになるものの放置防止等の指導 ○地域住民による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の設置(藪の刈り払) ○集落みんなで、勉強、守れる集落・農地づくり
R9 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ カワウ	○被害防止対策の普及啓発(講習会の開催、広報誌掲載) ○耕作放棄地の解消 ○中山間地域総合整備事業による農地凡用化を実施し耕作放棄地化を未然に防止する ○わなは各市町鳥獣被害防止協議会において管理する ○地域住民に対して、放任果樹等エサになるものの放置防止等の指導 ○地域住民による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の設置(藪の刈り払) ○集落みんなで、勉強、守れる集落・農地づくり
R10 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ カワウ	○被害防止対策の普及啓発(講習会の開催、広報誌掲載) ○耕作放棄地の解消 ○中山間地域総合整備事業による農地凡用化を実施し耕作放棄地化を未然に防止する ○わなは各市町鳥獣被害防止協議会において管理する ○地域住民に対して、放任果樹等エサになるものの放置防止等の指導 ○地域住民による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の設置(藪の刈り払) ○集落みんなで、勉強、守れる集落・農地づくり

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
荒尾市農林水産課 玉名市水産林務課 玉東町産業振興課 和水町農林振興課 南関町経済課 長洲町農林水産課	関係機関への連絡、住民避難誘導、 有害鳥獣捕獲許可
熊本県県北広域本部 玉名地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	広域連携の推進、情報収集、有害鳥獣捕獲許可
菊池川漁業協同組合	菊池川流域の被害情報の情報提供及び協力
荒尾・玉名警察署（各市町交番）	住民の安全確保
玉名農業協同組合本所・各総合支所	被害箇所、面積等の情報提供及び営農指導
熊本県農業共済組合玉名支所	被害箇所、面積等の情報提供及び営農指導
猟友会各支部	追い上げ、追い払い、捕獲等
各市町有害鳥獣捕獲隊	追い上げ、追い払い、捕獲等
鳥獣被害対策実施隊 荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、 南関町	追い上げ、追い払い、捕獲等

（２）緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体の処理については、自家消費、埋設もしくは焼却等適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし。
ペットフード	該当なし。
皮革	該当なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品 動物園等でのと体給餌、学術 研究等)	該当なし。

（２）処理加工施設の取組

該当なし。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	玉名地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会
構成機関の名称	役 割
荒尾市有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
玉名市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
玉東町有害鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
和水町有害鳥獣捕獲対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
南関町鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換

※ 長洲町は鳥獣被害発生に応じて設立予定

<荒尾市有害鳥獣対策協議会>

構成機関の名称	役 割
熊本県猟友会荒尾長洲支部 荒尾市有害鳥獣捕獲隊	捕獲実践活動の指導、担い手育成
荒尾市農業委員	地域の被害調査・報告及び情報交換
玉名農業協同組合 荒尾市総合支所	担い手確保、技術的指導
荒尾市（農林水産課）	担い手確保、被害防止策の広報・啓発活動

<玉名市鳥獣被害防止対策協議会>

構成機関の名称	役 割
熊本県猟友会玉名支部 玉名市有害鳥獣捕獲隊	捕獲実践活動の指導、捕獲担い手の育成
玉名市区長会協議会 熊本県農業共済組合玉名支部	地域の被害状況調査・報告及び情報交換
玉名農業協同組合	営農指導、捕獲担い手の確保、被害防止策の普及啓発活動
玉名市（水産林務課）	担い手確保、被害防止策の広報・啓発活動

<玉東町有害鳥獣被害対策協議会>

構成機関の名称	役 割
玉東町（産業振興課）	担い手育成・協議会の連絡、調整
玉東町農業委員会	地域の被害調査・報告及び情報交換
玉名猟友会玉東支部	広域連携の推進、技術指導
玉名農業協同組合玉東総合支所	被害防止策広報活動・被害状況の提供
玉東町有害鳥獣捕獲隊	捕獲実施活動及び技術指導
玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊	捕獲実施活動及び技術指導

<和水町鳥獣捕獲対策協議会>

構成機関の名称	役 割
和水町農林振興課	協議会の連絡、調整
玉名農業協同組合	被害箇所、面積等の情報提供及び営農指導
玉名猟友会菊水支部	捕獲実施者
南関郷猟友会三加和有害鳥獣駆除隊	捕獲実施者
農作物を害獣被害から守るわな猟の会 (自衛捕獲を行う農業者集団)	住民代表、捕獲実施者

<南関町鳥獣害被害防止対策協議会>

関係機関等の名称	役 割
南関町経済課	関係機関への連絡、住民避難誘導、 有害鳥獣捕獲許可
玉名農業協同組合南関総合支所	農業者への普及啓発
熊本県猟友会南関郷支部	追上げ・追払い、捕獲等
南関町区長会代表	集落への普及啓発
玉名森林組合	被害防止対策の現地指導
熊本農業共済組合玉名支所	鳥獣害被害地調査、指導、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
熊本県鳥獣保護管理員	鳥獣生息状況、野生鳥獣保護
熊本県県北広域本部玉名地域振興局 農林部林務課、農業普及・振興課	関係機関への連絡調整・アドバイザー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町名	設置年月日	活動内容	規 模 民間隊員の有無	隊長
荒尾市	H24. 4. 1	・ 啓発活動及び防護柵等の設置助言 ・ 出没状況等調査 ・ 捕獲等に関すること ・ その他市長が必要と認めること	市職員2名 JA職員2名	隊員のみ

玉名市	H25. 3. 25	・ 侵入防止柵設置助言 ・ 生息調査 ・ 被害状況調査 ・ 集落ぐるみで寄せ付けない環境を作る啓発活動 ・ 捕獲活動補助 ・ 捕獲確認記録	市職員7名 民間隊員9名	水産林務課長
玉東町		・ 現在は委嘱していない		
和水町	H24. 3. 15	・ 被害防止のための啓発活動や防護柵等の設置の助言 ・ 被害の状況や鳥獣の出没状況等の調査 ・ 対象鳥獣の捕獲等 ・ その他鳥獣被害防止対策に関すること	町職員20名 民間隊員2名 (内狩猟免許所有者7名)	農林振興課 林務係長
南関町	H25. 4. 1	・ 南関町有害鳥獣捕獲隊との連絡調整	町職員9名 民間隊員2名 (わな狩猟免許所有者)	経済課長
長洲町	未設置	実施隊については、現在、被害が小規模なため設置していないが、被害状況の変化及び要望があった際には設置について検討する。		

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各地区の代表者（区長等）は、農作物の被害状況を市町又は協議会に報告するとともに、実施隊や捕獲隊員との協力を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害農家の実状を十分ふまえ、侵入防護柵等の被害防止対策や捕獲の効果を検証し、地域住民と協力して、地域ぐるみによる被害防止施策を展開していく。